税務・会計便り

~同居老親等と老人ホーム~

、 親が高齢になったので 、扶養家族にしたい



同居している70歳以上の親を扶養している場合(税法上の扶養家族という意味)この扶養控除の額が大きいので、「同居老親」として申告すれば税金がかなり低くなるのです。もちろん同居されていなくても税法上の扶養家族に該当すれば「扶養控除」を受けることができて税金は下がります。

老人扶養親族に該当(同居老親等以外の者)

老人扶養親族とは、控除対象 扶養親族のうち、その年の 12月31日現在の年齢が70 歳以上の人をいいます。



同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系の尊属(父母・祖父母など)で、納税者又はその配偶者と普段同居している人をいいます。

今までは同居していたけれど高齢により病気治療のため1年以上の長期入院をしている親は「同居老親」として扶養家族の申告をしていいのでしょうか?

実際には同居していません。ただ、病気治療のための入院である限り入院期間が1年以上といった長期にわたる場合でも「同居老親」として扶養家族の申告をしてもかまわないことになっています。 老人ホーム等に入所している親の場合はその老人ホームが居所となるため「同居老親」には該当しないという取り扱いです。

住民票を老人ホームの住所に移動させていなくても (住民票が扶養控除を受ける人と同じ住所でも)そ の老人ホーム等が居所となるため「住民票を残して おけば同居となるからOK」というわけではありま せん。**控除するときは十分注意しましょう。**



http://www.sugiura - kaikei.jp

税理士法人杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100